

令和7年度大阪市職員共済組合ホームページのバナー広告募集要項

大阪市職員共済組合のホームページにバナー広告枠を設けており、次のとおり広告を募集しています。

広告掲載を希望される場合は、この要項によりお申込みください。

- 1 募集期間 令和7年3月3日（月）から令和8年2月13日（金）
- 2 募集ページ 大阪市職員共済組合ホームページ トップページ
URL : <https://www.city-osaka-kyosai.or.jp>
- 3 アクセス件数 月間 約 5,600PV（トップページ 過去1年間平均）
・今後のアクセス件数を保証するものではありません。
- 4 広告掲載料金 1 枠あたり 月額 10,000 円（税込）
- 5 募集枠数 4 枠
・掲載位置については、先着順でご指定いたします。
- 6 広告掲載期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
・広告を掲載する期間は1ヶ月単位です。
・メンテナンス等によりホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含むものとします。
- 7 広告の規格
・縦 65 ピクセル×横 200 ピクセル
・ファイル形式 GIF（アニメ可）、JPEG
・画像を変化又は移動させる場合は、目への負担が大きくなるないように、光感受性発作を誘発させないようにしてください。
- 8 広告の範囲 大阪市職員共済組合広告掲載要綱第4条の規定のいずれかに該当する広告は掲載しません。
- 9 申込方法 「バナー広告掲載申込書」を記入のうえ、当共済組合へご提出ください。（電子メール可。郵送等の場合は、受領日時をもって申込が成立したものとします。）

- 10 広告掲載の取下げ 掲載申込みの取下げは、書面により行ってください。
なお、広告掲載が決定した日以降の取下げはできません。
- 11 広告掲載者の決定 先着順で申込みを受け付け、大阪市職員共済組合広告掲載要綱に基づき審査のうえ、広告掲載の可否を決定します。
- 12 広告掲載料の納付 広告掲載決定通知書とともに納付書を送付しますので、指定する期日までに一括納付してください。
納付いただいた広告掲載料は還付しません。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を還付します。
※当共済組合は、適格請求書発行事業者ではありません。
- 13 広告データの提出 掲載が決定した広告データを、指定する期日までに当共済組合へ電子メールにて提出してください。
※ 広告データの作成及び提出にかかる一切の費用は、広告掲載者の負担とします。
- 14 広告掲載決定の取消 次のいずれかに該当するときは、広告の掲載決定を取消すものとします。
・ 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
・ 指定する期日までに広告データの提出がないとき
・ その他必要と認めたとき
- 15 そ の 他
・ 広告掲載者は、広告の内容や掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。
・ 第三者から広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決することとします。
・ 本募集要項に記載のない事項については、必要に応じて別途協議するものとします。
- 16 問い合わせ先 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
(大阪市役所4階)
大阪市職員共済組合 庶務係
電話：06-6208-7582 FAX：06-6232-2746
E-mail：kyosai@city.osaka.lg.jp